

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

◇条 例

目 次

- 鳥取県老人医療費助成条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県漁業協同組合併助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県条例第二十五号

鳥取県老人医療費助成条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県老人医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、老人の医療費について市町村に対する助成を行なうことにより、老人の健康の保持及び生活の安定を図り、もつて老人の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「老人」とは、七十五歳以上の者であつて、引き続き三箇月以上県内に住所を有するものをいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - 二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)
 - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
 - 四 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 - 五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
 - 六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)
 - 七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)
 - 八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 3 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被

保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であつた者を含む。）又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者をいう。

(助成)

第三条 知事は、市町村が老人（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）による保護を受けている者を除く。）の医療費のうち社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用について助成するときは、規則で定めるところにより、その助成に要する経費の二分の一を、当該市町村に対し、補助する。

附 則

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の第三項中「農業又は水産に係る産業教育に従事する者にあつては百分の十を、工業又は電波に係る産業教育に従事する者にあつては

百分の七」を「百分の十」に、「農業又は水産に係る産業教育に従事する者にあつては百分の六を、工業又は電波に係る産業教育に従事する者にあつては百分の三」を「百分の六」に改める。
第十一条の六中「百分の七」を「百分の十」に、「百分の五」を「百分の八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

四十 災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当

第六条中「八十円」を「百円」に改める。

第七条第二項中「三千五百円」を「四千五百円」に改める。

第九条第二項中「八十円」を「百円」に、「三元」を「四円」に、「一円五十銭」を「二円」に改める。

01092

第十条第二項及び第十一条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第十三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の手当の額は、月額三千円とする。

第十五条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第十六条第三項中「三百五十円」を「四百円」に改め、同条第五項中

「三百円」を「八百円」に改める。

第十八条の二第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十九条第二項中「左の」を「次の」に、「百二十円」を「百七十円」

に、「九十円」を「百三十円」に、「七十五円」を「百十円」に改める。

第二十三条第二項中「百三十円」を「百五十円」に改める。

第二十五条第一項中「又は米子地方農林振興局」を削り、同条第二項中

「八十円」を「百円」に改める。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百五十円とする。

第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第三十条

第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第三十二条第二項中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

第三十三条第二項中「百分の七」を「百分の十」に改める。

第三十四条第二項中「八十円」を「百円」に、「二百円」を「三百円」

に、「四百七十円」を「六百円」に改める。

第三十五条第二項中「八十円」を「百二十円」に、「百二十円」を「百

六十円」に改める。

第三十六条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第三十七条第二項中「百六十円」を「二百円」に改める。

第三十九条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十四条

第二項、第四十五条第二項及び第四十六条第二項中「八十円」を「百円」

に改める。

第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条

の次に次の一条を加える。

(災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当)

第四十八条 災害出勤業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が気象業務法

施行令(昭和二十七年政令第四百七十一号)第四条に規定する警報の発

令中に、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大

を防ぎ、又は災害の復旧を図るため、現場において行なう業務に従事し

たときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百円とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、災害出勤業務従事職員

の特殊勤務手当に関する改正規定以外の改正規定は、昭和四十六年四月

一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十

六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われ

た特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に

よる特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

肢体不自由者更生施設

鳥取県立身体障害者更生指導所

気高郡鹿野町

を

肢体不自由者更生施設

鳥取県立身体障害者更生指導所

身体障害者授産施設

鳥取県立鳥取第二授産所

導所 気高郡鹿野町 鳥取市

に、

精神薄弱者授産施設 養護老人ホーム

鳥取県立鳥取第一授産所 鳥取県立母来寮

産施設 鳥取市 東伯郡羽合町

を

精神薄弱者授産施設 養護老人ホーム

鳥取県立鳥取第一授産所 鳥取県立母来寮 鳥取県立西部養

一授産所 鳥取市 東伯郡羽合町 米子市 護老人ホーム

に改める。

第六条の四を第六条の六とし、第六条の三(見出しを含む。)中「鳥取県立鳥取第一授産施設」を「鳥取県立鳥取第一授産所」に改め、同条を第六条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(鳥取県立西部養護老人ホームの管理の委託)

第六条の五 知事は、鳥取県立西部養護老人ホームの施設設備の保全及び收容者の養護に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(鳥取県立鳥取第二授産所の管理の委託)

第六条の二 知事は、鳥取県立鳥取第二授産所の施設設備の保全及び收容者又は通所者に対する必要な訓練その他收容者又は通所者の自活に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表の住宅資金の項中

二〇〇、〇〇〇円

を

三〇〇

〇、〇〇〇円 に改め、同表の修学資金の項中

高等学校にあつては、
月額 一、五〇〇円
短期大学又は高等専門
学校にあつては
月額 三、〇〇〇円

を

高等学校又は高等専門
学校第一学年から第三
学年までにあつては
月額 一、五〇〇円
国立短期大学、公立短
期大学又は高等専門学
校第四学年及び第五学
年にあつては
月額 三、〇〇〇円
私立短期大学にあつて
は、
月額 四、〇〇〇円

に、

貸付限度 特に必要と認められる場
合 高等学校にあつては月額三、
〇〇〇円以内、短期大学又は高等
専門学校にあつては月額五、〇〇
〇円以内
貸付期間 高等学校、短期大学又は
高等専門学校在学期間中

を

貸付限度 特に必要と認められる場
合 高等学校又は高等専門学校第
一学年から第三学年までにあつて
は月額三、〇〇〇円以内、国立短
期大学、公立短期大学又は高等專
門学校第四学年及び第五学年にあ
つては月額六、〇〇〇円以内、私
立短期大学にあつては月額七、五
〇〇円以内
貸付期間 高等学校、短期大学又は
高等専門学校在学期間中

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和四十二年十月鳥取県条例第二十
六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三
十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中 県道大山御机線

西伯郡大山町大字大山字下山
府町大字御机まで

一一七番地先から日野郡江

を
県道大山御机線
県道大山上福田線

西伯郡大山町
町大字御机字
全線

県道如来原倉吉線

日野郡江府町
郡関金町大字

大字大山字下山一一七番地先から日野郡江府
龍王殿四三六の一番地先まで

に改める。

大字御机字龍王殿四三五の一番地先から東伯
野添字笹ヶ平ル四六七の一九九番地先まで

別表第三中 一般国道三百十三号線

倉吉市岡田から東伯郡関金町大

字関金まで

を 一般国道三百十三号線 全線

に 県道倉吉青谷線

倉吉市上井町

県道倉吉青谷線

起点

から東伯郡泊村字原まで

を

県道倉吉江府線

日野
地先

から東伯郡泊村大字原まで

郡江府町大字宮市字後谷九九五の一〇番
から終点まで

に 県道大山口停車場線

県道大山口

全線

県道如来原

停車場線

全線

倉吉線

起点から日野郡江府町大字御机字龍王殿四五
五の二番地先まで及び東伯郡関金町大字野添
字笹ヶ平ル四六七の二〇四番地先から同郡同
町大字安歩字金谷渡り三九三の五番地先まで

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官顕彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「監察課」を「警務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 一 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正）

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号列記以外の部分中「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第四号中「心身の故障がある状態をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第八条第一項を次のように改める。

遺族給付年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族給付年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族給

付年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 一人 給付基礎額の年額に三百六十五を乗じて得た額（以下この項において「給付基礎額の年額」という。）の百分の三十に相当する額。

ただし、五十五歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻にあつては給付基礎額の年額の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（廃疾の状態にある妻を除く。）にあつては給付基礎額の年額の百分の三十五に相当する額とする。

二 二人 給付基礎額の年額の百分の四十五に相当する額

三 三人 給付基礎額の年額の百分の五十に相当する額

四 四人 給付基礎額の年額の百分の五十五に相当する額

五 五人以上 給付基礎額の年額の百分の六十に相当する額

第八条に次の一項を加える。

4 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき（廃疾の状態にあるときを除く。）

二 廃疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）

第八条の二第一項第五号及び第六号中「第七条第一項第四号に定める」を削る。

第八条の六第一項を次のように改める。

遺族給付一時金の額は、給付基礎額に次の各号に掲げる者の区分に

応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額(第八条の四第二号の場合)にあつては、その額からすでに支給された遺族給付年金の額の合計額を控除した額)とする。

一 前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

二 前条第一項第三号に該当する者のうち、協力援助者の死亡の当時その年齢が十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は廢疾の状態にある三親等内の親族 七百倍

三 前条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者 四百倍

別表倍数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二二三」を「二四八」に、「二八八」を「二九九」に、「一六四」を「一九一」に、「一四二」を「一六五」に、「二二〇」を「一四〇」に、「一〇〇」を「一七」に改める。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新条例」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十六年七月鳥取県条例第三十三号)第一条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定による障害給付年金及び遺族給付年金のうち、適用日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を次のように改める。

五 死体取扱作業

第四条第一項中「百六十円」を「二百五十円」に、「八十円」を「百円」に改め、同条第二項中「百六十円」を「二百五十円」に、「百五十円」を「百三十円」に改める。

第八条中「四百円」を「五百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に警察職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。